一般社団法人

グリーンライフサポートとかち

定　　款

第１章　総　則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人グリーンライフサポートとかちと称する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を北海道帯広市に置く。

２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第３条　当法人は、高齢者及び障がい者等に対する介護・後見・終活の支援並びに生活支援に関する事業を行い、行政や各種団体と連携を図りながら、この地域における福祉社会の発展・増進に寄与することを目的とする。また、高齢者及び障がい者等が参画できる、十勝帯広の地域を生かした特色のある産業や仕事を研究し創出することにより、まちづくり等の推進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

（１）非営利活動に係る事業

① 介護保険に係る指定居宅サービス事業
（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・販売、有料老人ホームなど）
② 介護保険に係る指定介護予防・日常生活支援総合事業
③ 介護保険に係る指定地域密着型サービス事業
④ 介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業
⑤ 介護保険に係る指定居宅介護支援事業
⑥ 介護保険に係る共生型サービス事業
⑦ 介護保険以外に係る地域社会福祉事業
⑧ 介護保険以外に係る介護サービス事業
⑨ 障害者総合支援に係る障害福祉サービス事業
⑩ 障害者総合支援に係る地域生活支援事業
⑪ 障害者総合支援以外に係る障害福祉サービス事業
⑫ 障がい者等の生活や就労に係る支援事業
⑬ 地域福祉交流やまちづくりに係る事業
⑭ 生涯教育などの社会教育に係る事業
⑮ 高齢者や障がい者等が参画できる産業や仕事の研究及び運営事業
⑯ 法定後見人、保佐人、補助人及び任意後見人並びに法定後見監督人、任意後見監督人に関する事業
⑰ 認知症高齢者や知的・精神障がい者等の後見等に係る相談・支援事業
⑱ 成年後見制度や認知症や知的・精神障がい者等に関する講演会・研修会の開催及び講師派遣事業
⑲ 市民後見人の育成・指導事業
⑳ 成年後見、介護、終活等に関する資格、検定に係る事業
㉑ 介護コンサル事業
㉒ その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（２）その他の事業

① 役務の提供
② 土地、建物の賃貸に係る事業

（公告の方法）

第４条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　会　員

（会員の種類）

第５条　当法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

⑴　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び任意の団体

⑵　賛助会員　この法人の目的に賛同して入会した事業に協力・賛助する個人、法人及び任意の団体

（入会）

２　会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第６条　会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う。

２　会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第７条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、１か月以上前に法人に対して予告をするものとする。

（懲戒）

第８条　当法人の会員が、次のいずれかに該当する時は、一般法人法第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

⑴ この法人の定款又は規則その他規定に違反したとき

⑵ 職業行為に関し、法令に違反をして、刑罰に処され、又は行政処分を受けたとき

⑶ この法人の会費等を滞納し、かつ催促を受けてなお納付しないとき

⑷ この法人またはこの法人の会員としての信用と名誉を傷つけたとき

⑸ その他の正当な理由があるとき

２　懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

⑴ 戒告

⑵ 定款その他の規定により会員に与えられた権利の停止

⑶ 除名

３　懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、決議前に、理事会において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第３号に定める方法による場合は、当該会員に対し社員総会の２週間前までに、当該総会において除名を審議することで、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

４　懲戒は、第２項第１号又は第２号に定める方法による場合は理事会の決議により、また第３号に定める方法による場合は理事会の決議を経た上、社員総会において総正会員の半数以上であって、かつ総正会員の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって、これを決する。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴　退会したとき。

⑵　成年被後見人又は被保佐人になったとき。

⑶　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

⑷　除名されたとき。

⑸　２年間分以上会費等を滞納したとき。

⑹　当該会員を除く総社員の同意があったとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第 １０ 条　会員が第 ９ 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員として権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
２　この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（構成）
第１１条　社員総会は、正会員をもって構成する。
２　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（権限）
第１２条　社員総会は、次の事項について決議する。
⑴　会員の除名
⑵　理事及び監事の選任又は解任
⑶　理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
⑷　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
⑸　定款の変更
⑹　解散及び残余財産の処分
⑺　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）
第１３条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）
第１４条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）
第１５条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第１６条　社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第１７条　社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　一般法人法第４９条第２項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（書面等による議決権行使等）
第１８条　社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法、テレビ電話をもって議決し、又はほかの正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（社員総会の決議の省略）
第１９条　理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第２０条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
⑴ 日時及び場所
⑵ 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
⑶ 審議事項
⑷ 議事の経過の概要及び議決の結果
⑸ 議事録署名人の選任に関する事項
２　議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第４章　役員等

（種類及び定数）
第２１条　当法人に、次の役員を置く。
⑴　理事　３名以上１０名以内
⑵　監事　１名以上２名以内
２　理事のうちから、代表理事１名を定め、代表理事をもって理事長とする。
３　理事のうち、副理事長を若干名定めることができる。

（役員の選任）
第２２条　理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、社員以外の者か選任することを防げない。
２　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
３　理事は、使用人を兼ねる事ができる。
４　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
（理事の職務及び権限）
第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員の解任）

第２６条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員の報酬等）

第２７条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

（取引の制限）

第２８条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

⑴　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

⑵　自己又は第三者のためにする当法人との取引

⑶　当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第２９条　当法人は、一般法人法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１１５条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、１０万円以上で当

法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（会長等）
第３０条　この法人に会長１名を置くことができる。
２　この法人に、顧問及び相談役をそれぞれ若干名置くことができる。
３　会長、顧問は、理事会において任期を定めた上で、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
４　会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（会長等の職務）
第３１条　会長は、社員総会に出席をして意見を述べることができる。
２　顧問は、この法人の運営に関する事項について、会長の諮問に応え会長又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

第５章　理事会

（構成）
第３２条　当法人に理事会を置く。
２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第３３条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
⑴　業務執行の決定
⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　理事長の選定及び解職
⑷　会長及び顧問の選定及び解任

（招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）
第３６条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（書面等による議決権行使等）

第３７条　理事会に出席できない理事及び監事は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法、テレビ電話をもって議決し、又は議長、他の理事及び監事を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その理事及び監事は出席したものとみなす。

（決議の省略）

第３８条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を申し述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第３９条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４０条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

⑴ 日時及び場所

⑵ 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）

⑶ 審議事項

⑷ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑸ 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が署名又は記名押印しなければならない。

（理事会規則）

第４１条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で定める。

（事務局）

第４２条　この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

３　事務局長その他職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第６章　計　算

（事業年度）

第４３条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から（翌年）３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第４４条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、社員総会で決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、据え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第４５条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号については、その内容を報告し、第２号及び第３号の書類については、承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　貸借対照表

⑶　損益計算書（正味財産増減計算書）

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第４６条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第７章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第４７条　この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第４８条　当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第４９条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体等に贈与するものとする。